

高齢者虐待防止のための指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重のため、職員は高齢者虐待防止について理解し、虐待を未然に防ぎ、又、早期発見できるよう業務にあたります。

2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること。その他、高齢者から不正な財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 当事業所では、虐待等の発生防止・早期発見に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、委員会の委員は、介護支援専門員とします。
- (2) 虐待防止委員会は、他の合議体を設置している場合、これと一体的に行う場合があります。
- (3) 虐待防止委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします。
- (4) 虐待防止委員会は、年1回以上、又、必要な都度委員長の招集により開催します。
- (5) 虐待防止委員会の議題は、次の通りとします。
 - ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - ②虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制設備に関すること。
 - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は、年1回以上行います。又、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、実施要項、研修資料、出席簿等を記録し、保存します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、担当者に報告します。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、関係機関に報告し、速やかな解決につ

なげるよう努めます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、その求めに応じ、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、管理者が担当します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、相談室に備え付けることとします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、虐待防止に関する外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和3年9月1日より施行します。